

一般社団法人兵庫県医師会 倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人兵庫県医師会（以下「本会」という）は、本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」という）に基づいて、本会に有識者から成る本会倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、その事務遂行のために本会倫理審査委員会規程（以下「本規程」という）を定める。

(定義)

第2条 本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き「倫理指針」に定めるところによる。

(責務)

第3条 委員会の長（委員長）は、本会会長から審査を依頼された次の各号について倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を本会会長に答申する。

(1)本会会員が所属する施設で研究を行おうとする場合であって、自施設で倫理審査委員会を定期的に開催できない場合に、当該施設の長から審査を依頼された臨床研究に関すること。

(2)その他

(組織)

第4条 委員会は、本会会長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第5条 委員会の事務局を本会に置く。

(開催頻度)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。なお、本会会長から緊急に意見を求められた場合には随時委員会を開催することができる。

(雑則)

第7条 第3条（責務）、第4条（組織）、第5条（事務）、第6条（開催頻度）に関して、各条に定めるものの他、各条の施行に必要な事項は、本会倫理審査委員会業務手順書に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は本会会長が行う。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。